

審決

不服 2018-10982

(省略)

請求人 株式会社東海理化電機製作所

(省略)

代理人弁理士 中島 淳

(省略)

代理人弁理士 加藤 和詳

(省略)

代理人弁理士 福田 浩志

特願 2014-238224 「シフト装置」拒絶査定不服審判事件〔平成 28 年 5 月 30 日出願公開、特開 2016-97900 〕について、次のとおり審決する。

結論

本件審判の請求は、成り立たない。

理由

第 1 手続の経緯

本願は、平成 26 年 11 月 25 日の出願であって、その手続の経緯は、概略、以下のとおりである。

平成 29 年 11 月 8 日付け：拒絶理由通知書

同年 12 月 26 日：意見書、手続補正書の提出

平成 30 年 5 月 22 日付け：拒絶査定

同年 8 月 9 日：審判請求書の提出

第 2 本願発明

本願の請求項 1 ~ 4 に係る発明は、平成 29 年 12 月 26 日の手続補正により補正された特許請求の範囲の請求項 1 ~ 4 に記載された事項により特定されるとおりのものであるところ、その請求項 1 に係る発明（以下、「本願発明」という。）は次のとおりのものである。

「【請求項 1】

移動されることでシフト位置が変更されるシフト体と、

前記シフト体に設けられ、所定方向にスライド可能にされるスライド体と、

前記シフト体に設けられると共に、前記スライド体と別体にされ、前記スライド体に所定方向のみにおいて接触可能にされると共に、車両の乗員の前記シ

フト体に対する操作によって前記スライド体を所定方向に押圧してスライドさせる押圧体と、
を備えたシフト装置。」

第3 原査定の拒絶の理由

原査定の拒絶の理由は、【理由1】本願の請求項1～3に係る発明は、本願の出願日前に頒布された引用文献1～3に記載された発明であるから、特許法第29条第1項第3号に該当し特許を受けることができない、【理由2】本願の請求項1～4に係る発明は、本願の出願日前に頒布された引用文献1～3に記載された発明に基いて、その出願前にその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法第29条第2項の規定により特許を受けることができない、というものである。

引用文献1：実公昭62-5692号公報

引用文献2：米国特許出願公開第2002/0148261号明細書

引用文献3：米国特許出願公開第2014/0116176号明細書

第4 引用文献の記載事項及び引用発明

1 引用文献3の記載

本願の出願日前に頒布された刊行物である引用文献3には、「SHIFT LEVER FOR A VEHICLE TRANSMISSION」（車両用変速機のシフトレバー）に関して、図面と共に、次の事項が記載されている。（下線は当審で付した。以下同様。）

（1）段落[0003]

「[0003] The present disclosure relates, in general, to a shift lever for a vehicle transmission which, when operated by a driver to change gear steps, facilitates a smooth changing operation.」

（当審仮訳）

本発明は、一般に、運転者が変速段を変更する際に、円滑な変更操作を容易に行うことができる車両用変速機のシフトレバーに関するものである。

（2）段落[0005]～[0006]

「[0005] Generally, drivers manually operate a shift lever provided in a vehicle to select a desired operation mode of the shift lever in order to change gear steps of a vehicle transmission. Particularly in an automatic transmission, drivers manually operate the shift lever to set the operation mode such as forward mode, neutral mode, backward mode, engine brake mode, and parking mode. Here, particularly when it is intended to select the backward mode, the gear change can generally be done only when a button, i.e., a kind of safety device, is pressed down.

[0006] As shown in FIG. 1, when the driver presses the button 500 down, an end side of the button rolls along an inclined surface 330 of a head 310 to move a rod 300 up and down. Here, this action causes operation noise and unsMOOTH operation to occur due to

friction between the button 500 and the head 310 and between the head 310 and wall parts of an internal mounting space 210 of a support section 200, causing a feeling of inconvenience to the driver.]

(当審仮訳)

一般に、運転者は、車両用変速機の変速段を変更するために、車両に設けられたシフトレバーを手動操作して、シフトレバーの所望の動作モードを選択する。特に自動変速機においては、運転者がシフトレバーを手動操作することにより、前進モード、ニュートラルモード、後進モード、エンジンブレーキモード、パーキングモード等の動作モードが設定される。ここで、特に後進モードを選択しようとする場合には、安全装置の一種であるボタンが押し下げられた場合にのみ変速が行われ得るのが一般的である。

図1に示されているように、運転者がボタン500を押し下げると、ボタンの端部側がヘッド310の傾斜面330に沿って転動し、ロッド300を昇降させる。このとき、ボタン500とヘッド310との間や、ヘッド310と支持部200の内部の取付空間210の壁部との間の摩擦により、当該動作が操作音を生じさせたり、円滑な操作を妨げたりすることとなり、運転者に違和感を与えてしまうという問題があった。

(3) 段落[0009]

「[0009] Accordingly, the present disclosure has been made keeping in mind the above problems occurring in the related art, and the present disclosure is intended to propose a shift lever which minimizes operation noise and friction when operating a button to reduce the feeling of inconvenience to a driver and to facilitate smooth operation of the button.]」

(当審仮訳)

したがって、本発明は、上記の関連する従来技術における問題点に鑑みてなされたものであり、その目的とするところは、ボタン操作時の操作音や摩擦を最小限に抑え、運転者の違和感を軽減し、円滑なボタン操作を容易にするシフトレバーを提案しようとするものである。

(4) 段落[0031]

「[0031] FIG. 2 is a view of a shift lever according to an embodiment of the present disclosure. The shift lever includes a support section 200, a rod 300, an engaging protrusion 230, an elastic part 400, and a button 500. The support section 200 is provided under a knob 100 and has an internal vertical mounting space 210. The rod 300 is provided in the mounting space 210 of the support section 200 to move linearly in a first direction, and has an upper part having an upper inclined surface 330 inclined at a certain angle and a side having a plurality of successive engaging grooves 350 aligned in the first direction. The engaging protrusion 230 is provided on an inner wall surrounding the mounting space 210 of the support section 200 at a position corresponding to one of the engaging grooves 350, such that, when the rod moves linearly in the first direction, the engaging protrusion is successively and selectively

engaged with one of the engaging grooves so as to afford a brisk, clear operation action when changing gears. The elastic part 400 is mounted at a lower side of the rod 300 to support the rod 300 in the first direction. The button 500 is provided on one side of the knob 100 such that one end thereof extends inside the knob 100 to the inclined surface 330 of the upper part of the rod 300, and another end thereof is exposed to the outside of the knob 100 to enable that end to be pressed down so as to push down the rod 300. The button is provided on one side with a roller 600 which, when the button 500 is pressed down, pushes down the rod 300 while rolling along the inclined surface 330 of the rod 300.」

（当審仮訳）

図2は、本発明の一実施形態に係るシフトレバーを示す図である。シフトレバーは、支持部200と、ロッド300と、係合突起230と、弾性部400と、ボタン500と、を備えている。支持部200は、ノブ100の下方に設けられ、内部に垂直な取付空間210を有している。ロッド300は、支持部200の取付空間210内に第1の方向に直線移動可能に設けられ、一定の角度で傾斜した上部傾斜面330を備えた上部と、複数の連続する係合溝350が第1の方向に並んで設けられた側部とを有している。係合突起230は、支持部200の取付空間210を取り囲む内壁の、前記係合溝350の一つに対応する位置に設けられている。これにより、ロッドが第1の方向に直線的に移動すると、係合突起が係合溝の一つに連続的かつ選択的に係合して、変速の際にきびきびとした明確な操作を提供することができる。弾性部400は、ロッド300の下側に取り付けられ、ロッド300を第1の方向に支持する。ボタン500は、ノブ100の一方側に設けられ、その一端がノブ100の内部に延びてロッド300の上部の傾斜面330に達し、他端がノブ100の外部に露出しており、当該他端を押下することでロッド300を押し下げることができる。ボタンの片側にはローラ600が設けられており、ボタン500が押下されると、ローラ600はロッド300の傾斜面330に沿って転動しながら当該ロッド300を押し下げる。

（5）段落[0038]

「[0038] FIG. 5 is a detailed view of a portion of the structure of FIG. 2 which is improved relative to the structure of FIG. 1. In FIG. 5, it can be seen that the roller 600 is provided on one end of the button 500, and the engaging protrusion 230 is formed on the inner wall of the mounting space of the support section 200 and the engaging grooves 350 are formed on the upper side of the rod 300 in the mounting space 210. The upper side of the rod 300 is provided as a separate head 310 that can be assembled to the upper portion of the rod 300. The head 310 has the inclined surface 330 on its upper portion and the engaging grooves 350 which are successively formed on its one side in the first direction, which corresponds to the linear direction that the rod moves. When a driver operates the button 500, the rod 300 is moved linearly in the first direction to enable the engaging grooves 350 to be successively engaged with the engaging protrusion 230. This affords the driver a feeling that the engagement is clearly

performed whenever one of the engaging grooves is engaged with the engaging protrusion.]

(当審仮訳)

図5は、図1の構造に対して改良された図2の構造の一部の詳細図である。図5において、ボタン500の一端にはローラ600が設けられ、支持部200の取付空間の内壁には係合突起230が形成され、取付空間210内のロッド300の上側には係合溝350が形成されていることを確認できる。ロッド300の上側は、ロッド300の上部に組み付けることが可能な別体のヘッド310として提供される。ヘッド310は、その上部に傾斜面330を有し、ロッドが移動する直線方向に相当する第1の方向に沿って片側に連続的に形成された係合溝350を有している。運転者がボタン500を操作すると、ロッド300が第1の方向に直線移動し、係合溝350が係合突起230に連続的に係合する。これにより、係合溝の一つが係合突起に係合する度に、係合が明確に行われた感覚を運転者に与えることができる。

(6) 段落[0042]

「[0042] FIG. 8 is a more detailed view of the engaging protrusion 230 which is formed on the inner wall of the mounting space 210 of the support section 200 at a position corresponding to the engaging grooves 350. The engaging protrusion 230 is provided at an upper portion of an elongate part which extends longitudinally from a base side of a rectangular opening of the inner wall of the mounting space 210. Thus, the engaging protrusion 230 is surrounded by side and upper gaps 250 in the rectangular opening such that the engaging protrusion 230 can elastically move back and forth. When the rod 300 is moved linearly, the engaging protrusion 230 closely contacts and engages with respective engaging grooves 350. Hence, when operated, the button 500 is smoothly operated such that a driver can be aware of clear and complete operation of the button 500.」

(当審仮訳)

図8は、支持部200の取付空間210の内壁の、係合溝350に対応する位置に形成された係合突起230のより詳細な図である。係合突起230は、取付空間210の内壁の矩形状の開口部の基部側から長手方向に延びる長尺部の上部に設けられている。このように、係合突起230は、矩形開口部の側部及び上部間隙250に囲まれており、係合突起230が弾性的に進退するよう構成されている。ロッド300を直線移動させると、係合突起230が各係合溝350に密着して係合する。したがって、操作される際にボタン500は円滑に操作され、運転者は、ボタン500の明確かつ完全な操作を認識することができる。

(7) 上記(4)～(6)の記載事項、並びに図2及び図5の図示内容に鑑みれば、引用文献3のヘッド310は、支持部200の取付空間210を取り囲

む内壁によってロッド300の径方向の動きが規制されており、ロッド300の直線移動方向である第1の方向にのみ直線移動可能であると認められる。

また、ロッド300とヘッド310は別体であり、両者は第1の方向（図5における上下方向）において接触して組み付けられているといえるから、ボタン500が押下されると、ボタン500のローラ600がヘッド310の傾斜面330を押圧してヘッド310を第1の方向に押し下げ、これにより、ヘッド310がロッド300を押圧して第1の方向に押し下げる（直線移動させる）ものと認められる。

2 引用発明

上記の記載事項、認定事項、及び図示内容を総合し、本願発明の記載ぶりに則って整理すると、引用文献3には、次の発明（以下、「引用発明」という。）が記載されていると認められる。

「操作されることで変速段が変更されるシフトレバーと、
シフトレバーに設けられ、第1の方向に直線移動可能なロッド300と、
シフトレバーに設けられると共に、ロッド300と別体にされ、ロッド300に第1の方向において接触して組み付けられると共に、運転者のボタン500の操作によってロッド300を第1の方向に押圧して直線移動させるヘッド310と、
を備えた車両用変速機のシフトレバー。」

第5 対比

1 本願発明と引用発明とを対比する。

（1）引用発明の「操作されることで変速段が変更される」ことは、本願発明の「移動されることでシフト位置が変更される」ことに相当し、以下同様に、「シフトレバー」は「シフト体」に、「第1の方向」は「所定方向」に、「直線移動」は「スライド」に、「ロッド300」は「スライド体」に、「運転者のボタン500の操作」は「車両の乗員の前記シフト体に対する操作」に、「ヘッド310」は「押圧体」に、「シフト装置」は「車両用変速機のシフトレバー」にそれぞれ相当する。

（2）引用発明の「ヘッド310」が「ロッド300に第1の方向において接触して組み付けられる」態様は、「押圧体」が「スライド体に所定方向において接触可能」な態様である限りにおいて、本願発明の「押圧体」が「スライド体に所定方向のみにおいて接触可能」な態様と一致する。

2 そうすると、本願発明と引用発明は、次の一致点及び一応の相違点を有する。

〈一致点〉

「移動されることでシフト位置が変更されるシフト体と、
前記シフト体に設けられ、所定方向にスライド可能にされるスライド体と、

前記シフト体に設けられると共に、前記スライド体と別体にされ、前記スライド体に所定方向において接触可能にされると共に、車両の乗員の前記シフト体に対する操作によって前記スライド体を所定方向に押圧してスライドさせる押圧体と、

を備えたシフト装置。」

＜相違点＞

本願発明は、「押圧体」と「スライド体」が「所定方向のみにおいて接触可能」であるのに対し、引用発明は、ヘッド310とロッド300が第1の方向のみにおいて接触可能な構造であるのか不明な点。

第6 当審の判断

1 相違点について

(1) 引用発明のヘッド310は、支持部200の取付空間210を取り囲む内壁によって第1の方向（図5における上下方向）にのみ直線移動可能な態様に構成されており（第4の1（7）参照。）、ロッド300についても、「第1の方向に直線移動可能に設けられ」（第4の1（4）の下線部参照。）との記載に鑑みれば、第1の方向に対して斜めになり得る態様で取り付けられることは想定されていないものと認められる。したがって、引用発明のヘッド310とロッド300は、いずれも第1の方向にのみ移動可能な態様であるといえる。

また、引用文献の段落[0031]及び図2の記載に鑑みれば、引用発明のロッド300は、弾性部400によって常時上方（図2、5における上方）に付勢されていると認められるから、シフトレバーが組み立てられた状態において、ヘッド310の凹部の底面とロッド300の上面は常に接触した状態にあるといえる。

そうすると、引用発明のヘッド310とロッド300は、第1の方向に対して垂直な面であるヘッド310の凹部の底面と、ロッド300の上面のみが常時接触した状態（図5の状態）で、第1の方向に直線移動する態様に構成されていると認められる。

してみると、引用発明のヘッド310とロッド300は、第1の方向のみにおいて接触可能な構造であるといえるから、上記相違点は実質的な相違点とは認められない。

(2) 仮に当該相違点が実質的な相違点であったとしても、引用発明のヘッド310とロッド300は、いずれも第1の方向にのみ移動することが想定されている部材であって、両者を第1の方向以外（第1の方向に対して所定の角度を有する方向）に移動可能な態様とすることは想定されていないのは上記（1）のとおりである。

そうすると、共に第1の方向にのみ移動する部材であるヘッド310とロッド300について、押圧力の効率的な伝達や接触面の摩擦等（なお、引用文献3の段落[0006]の記載に鑑みれば、引用文献3は、ボタン500操作時の種々

の部位の摩擦の課題を認識していると認められる。また、例えば本願の出願日前に頒布された刊行物である特開2014-100946号公報には、本願発明の「押圧体」と「スライド体」に相当する部材であるラック14とロッド4を、ロッド4の移動方向（上下方向）にのみ接触可能な態様とする点（段落【0032】、【0033】及び図4等を参照。）や、これによりボタンのプッシュ操作に伴う摺動を低減できること等（段落【0005】、【0008】、【0009】等を参照。）も記載されている。）を考慮した上で、第1の方向に垂直な面のみが接触可能な構造とすること、すなわち第1の方向のみにおいて接触可能な構造とすることは、当業者であれば容易に想到し得たことである。

そして、「押圧体がスライド体をスライド方向である所定方向の垂直方向側に押圧することを効果的に抑制でき、スライド体のスライド抵抗を効果的に低減できる」（本願明細書の段落【0015】参照。）という本願発明の作用効果についても、引用発明の奏する作用効果から予測される範囲内のものにすぎず、格別顕著なものということはできない。

2 請求人の主張について

審判請求人は、審判請求書において、「引用文献3では、ベッド310に凹部が形成されており、凹部が下側に開放されると共に、凹部の上端部が円錐台状にされて、凹部の上端にロッド300の上端が嵌合されている。このため、特にボタン500によってベッド310がスライドされる際には、ベッド310の凹部の上端部側面がロッド300の上端周縁に所定方向以外（径方向）において接触される。」（5ページ7～11行）と主張している。

しかしながら、引用文献3には、ヘッド310の凹部の上端部側面がロッド300の上端周縁と径方向において接触することについての記載や示唆は存在せず、引用発明におけるヘッド310とロッド300の機能にも鑑みれば、両者が径方向において接触する構造である必然性も存在しない。

そして、上記相違点が実質的な相違点とはいはず、また仮に実質的な相違点であったとしても当業者であれば容易に想到し得たことである点は前説示のとおりであるから、請求人の上記主張は採用することができない。

したがって、本願発明は、引用文献3に記載された発明（引用発明）であるから、特許法第29条第1項第3号に該当し、特許を受けることができない。あるいは、本願発明は、引用文献3に記載された発明に基いて当業者が容易に発明をできたものであるから、特許法第29条第2項の規定により特許を受けることができない。

第7 むすび

以上のとおり、本願発明は、特許法第29条第1項第3号、または特許法第29条第2項の規定により特許を受けることができないから、他の請求項に係る発明について検討するまでもなく、本願は拒絶されるべきものである。

よって、結論のとおり審決する。

令和1年7月16日

審判長 特許庁 審判官 大町 真義

特許庁 審判官 藤田 和英

特許庁 審判官 内田 博之

（行政事件訴訟法第46条に基づく教示）

この審決に対する訴えは、この審決の謄本の送達があった日から30日（附加期間がある場合は、その日数を附加します。）以内に、特許庁長官を被告として、提起することができます。

〔審決分類〕 P 18. 113-Z (B60K)

121

審判長 特許庁 審判官 大町 真義 9034

特許庁 審判官 内田 博之 8917

特許庁 審判官 藤田 和英 3223